



発行 新潟県  
**号外 1**  
 令和6年12月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1307 道路の区域変更（道路管理課）
- 1308 道路の供用開始（道路管理課）

告 示

◎新潟県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新宮二ツ屋線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市新宮字まきの木平甲2210番から 同市伊達字ふし池己1452番1まで	新	8.0～26.0メートル	382.3メートル
	旧	(A) 3.6～18.3メートル	408.0メートル
		(B) 8.0～26.0メートル	382.3メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新宮二ツ屋線
- 2 供用開始の区間  
十日町市新宮字まきの木平甲2210番から同市伊達字ふし池己1452番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年12月9日